医療費助成制度一覧 (東京13)

番号	医療費助成制度名称	実施	請求方法				公費番号			助成内容			一部負担金	生	判束数フロ
			社保	組合	市町村	広域連合	法別	負担者番号	受給者番号	外来·入院	食事療養費	備考	記載単位	制度開始日	制度終了日
1	老人医療費	都		併用レセプト		-	41			【外来】 1. 1割(上限12000円) 2. 1割(上限8000円) 【入院】 1. 1割(上限44400円) 2. 1割(上限24600円)	対象外	【助成条件】 1. 一般 2. 低所得	10円単位		
2	重度心身障害者医療費	都		併用レセプト			80			【外来】 1. 1割(上限18000円) 2. 患者負担無 [入院] [入院] 1. 1割(上限57600円) 2. 患者負担無	対象外	【助成条件】 1. 一般 2. 低所得	1円単位		
3	ひとり親家庭等医療費	都		併用レセプト			81			【外来】 1. 1割(上限18000円) 2. 患者負担無 【入院】 [1. 1割(上限57600円) 2. 患者負担無	対象外	【助成条件】 1. 一般 2. 低所得	1円単位		
4	乳幼児医療費	都		併用レセプト	,	-	88			【外来】 1. 1回200円 2. 患者負担無 【入院】 患者負担無	1. 対象外 2. 助成対象	【助成条件】 1. 負担者番号が「88131***」も しくは「88134***」 2. それ以外 食事については市町村で異なるようです。	1円単位		
5	高校生等医療費	都		併用レセプト	,	-	89			【外来】 1. 1回200円 2. 患者負担無 【入院】 患者負担無		【助成条件】 市町村で異なるようです。	1円単位		
6	大気汚染医療費等(マル都)	都		併用レセプト	,		82			【外来】 1. 月上限10000円(上限額までは患者負担無、上限額を超えた分が患者負担) 2. 月上限20000円(上限額までは患者負担無、上限額を超えた分が患者負担) 3. 月上限6000円(入院・外来併せて) 4. 患者負担無 【入院】 1. 月上限10000円(上限額までは患者負担無、上限額を超えた分が患者負担) 2. 月上限20000円(上限額までは患者負担無、上限額を超えた分が患者負担) 3. 月上限20000円(入院・外来併せて) 4. 患者負担無	対象外	特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等)で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合は専用の請求書で請求 人口透析を必要とする腎不全で経過措置の場合は「2.」の患者負担となる	1円単位		
7	B型・C型ウィルス肝炎入院医療費(マル都)	都		併用レセプト	,		85			【外来】 助成对象外 【入院】 月上限44400円	対象外	特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に 契約している等)で、他都道府 県の国保と併用または法別1 5、16との併用の場合は専用 の請求書で請求	10円単位		
8	C型ウィルス肝炎インター フェロン医療費(マル都)	都		併用レセプト			86			【外来】 1. 月上限35400円 2. 患者負担無 【入院】 1. 月上限35400円 2. 患者負担無	対象外	【助成条件】 1.一般 2. 低所得 特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等)で、他都別に契約している等)で、他部別15、16との併用の場合は専用の請求書で請求	1円単位		

9	B型・C型ウィルス肝炎医療費(マル都)	都	併用レセプト	3	8 [38136016]	【外来·入院】 1. 月上限10000円 2. 月上限20000円 3. 患者負担無	対象外	【助成条件】 1. 課税年額235000円未満 2. 課税年額235000円以上 3. 低所得 特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等)で、法別15、 16との併用の場合は専用の請求書で請求	1円単位	
10	妊娠中毒症医療費等(マ ル都)	都	併用レセプト	8	7	患者負担無	対象外	特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等)で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合は専用の請求書で請求	10円単位	
11	患者票医療費	都	併用レセプト	9	3	【外来】 患者負担無 [入院] 患者負担無	助成対象	結核、精神通院患者に適用	10円単位	
12	難病医療費(マル都)	都	併用レセプト	5	1	国の特定疾患と同様		東京都の特定疾患の拡大助成	1円単位	
13	都難病(都疾病)医療費 (マル都)	都	併用レセプト	8	3	国の難病と同様	1. 対象外 2. 助成対 象	東京都の難病の拡大助成 3年の経過措置があり、その場合、低い負担上限額で食事療養費、生活療養費の患者負担 分は1/2である。 特定の医療機関(東京都医師会員が開設、東京都と個別に 契約している等)で、他都道府 県の国保と併用または法別1 5、16との併用の場合は専用 の請求書で請求	1円単位	平成27年1月
14	都負担医療費	都	専用様式				対象外	他県の国保使用時、都外の医療機関など併用レセプトでは請求できない場合に使用。 請求書請求ではあるが窓口で 患者負担が発生する。	10円単位	
15	ひとり親家庭等医療費	多摩市	専用様式	8	1	[外来] 割負担 [入院] 割負担	対象外		10円単位	

 [・]本資料はORCAプロジェクトで収集しました資料を元に作成しています。
 ・不明なものはブランクになっています。
 ・本記載内容に変更が生じた場合、または誤りを見つけた場合は速やかにkk@orca.med.or.jpまでご連絡いただきたくお願いいたします。